

【令和元年確定申告について】

こんにちは。税務部の高木 雅です。

今月号では令和となって初めての確定申告について、昨年との変更点の一部をご紹介します。

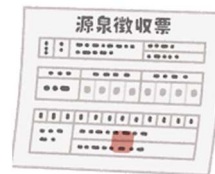


(1)令和元年から添付不要となる書類

これまで所得税の確定申告書を提出する場合には、給与や公的年金などの支払者から交付される源泉徴収票等を添付する必要がありました。31年度税制改正により、**平成31年4月1日以降に提出する確定申告書は、以下の書類が添付不要**となります。また、**同時に該当書類の5年間保存も不要**ということになりました。

【添付不要・5年間保存不要となった書類】

- ①給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- ②オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ③配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ④上場株式配当等の支払通知書
- ⑤特定口座年間取引報告書
- ⑥未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書
- ⑦特定割引債の償還金の支払通知書



ただし、税務署からの問い合わせがあったとき等のためにも、念のために保存された方がよろしいかと存じます。

(2)スマートフォンでの確定申告の適用範囲の拡大

スマートフォンでの確定申告の適用範囲が拡大されました。現状では、**個人事業主の方には利用できない**のですが、会社勤めの方が確定申告をするのにはとても便利になります。

令和元年(2019年)分の所得税の確定申告、つまり令和2年(2020年)3月16日が申告期限の確定申告からは、**給与所得者に関しては、2か所以上から収入を得ている方もスマートフォンでの申告も可能**となります。

さらに、一時所得と雑所得も申告できるようになったので、年金をもらっている方、副業などの雑所得がある方なども対象範囲に含まれるようになります。

また、所得控除に関しては、すべての所得控除が対応可能になったことも変更点です。そのため、一般的な会社勤めの方でも、スマホ版サイトの対象範囲に含まれる方がかなり増加するのではないかと思います。

項目	令和元年(2019年)分
収入	給与所得(年末調整済1か所、年末調整未済、2か所以上に対応)公的年金等、その他雑所得、一時所得
所得控除	全ての所得控除
税額控除	政党等寄附金特別控除、災害減免額
その他	予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、財産債務調書(案内のみ)

上記内容でご不明点がございましたら、弊社担当者までご連絡下さい。

(税務部/高木 雅)